

申請日 令和8年 月 日

清瀬市長 殿

清瀬市非課税世帯等向けのエアコン購入費助成金交付申請書

次のとおり申請します。

1	住所	清瀬市
2	ふりがな 世帯代表 申請者氏名	
3	電話番号	
4	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
4	エアコン状況 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 家屋内にエアコンを設置していないため <input type="checkbox"/> 家屋内にエアコンは設置しているが、故障等により冷房機能が使用できないため（購入日から起算して1年経過したエアコンに限る）
5	対象世帯 ※いずれかに☑ ※生活保護受給 世帯は申請 できません	<input type="checkbox"/> 非課税世帯 <input type="checkbox"/> 住民税の均等割のみ課税世帯 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当受給世帯
6	世帯人数 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 一人暮らし <input type="checkbox"/> 一人暮らし以外（_____人暮らし）
7	自宅に係る 契約状態 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 賃貸借住宅 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">賃貸住宅にお住まいの方は、申請前に必ず貸主(大家、管理会社等)にエアコンの設置工事について許可をもらってください。</div>
8	【持ち家の場合】 表札の有無及び 自宅の特徴等 ※いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 表札あり <input type="checkbox"/> 表札なし 特徴など 例:外壁が白色 玄関が茶色
9	訪問希望日時 ※時間帯について いずれかに☑	<input type="checkbox"/> 午前を希望 ※9時30分～11時 _____月_____日 ※希望日の調整がつかない場合 市よりお電話をいたします <input type="checkbox"/> 午後を希望 ※13時30分～16時
	備考	

(裏面に続きます。)

【重要事項】

- 下記の項目についてご理解いただいた上で日程調整の申し込みをお願いします。
- ◆市に申請し、助成決定お知らせを受けてから購入したエアコンが対象です。助成決定を受ける前に購入したエアコンは対象外です。
 - ◆申請書を受付後、エアコンの設置状況を確認するため、職員がご自宅を訪問し、室内の確認及びエアコン設置予定場所を確認します。状況に応じてエアコン設置予定場所を撮影する場合があります。
 - ◆賃貸住宅にお住いの場合は申請前に設置工事について貸主(大家、管理会社等)の許可を取ってください。
 - ◆生活保護世帯は本フォームではなく、担当ケースワーカーに直接相談してください。
 - ◆故障しているエアコンでの申し込みの場合、購入した日付がわかる購入店の保証書等をご準備ください。
 - ◆賃貸住宅にお住まいの場合、既存で設置されていたエアコンが「故障等で使用できない」という場合は助成対象となりません。管理会社または大家等に相談してください。
 - ◆本事業は低所得者世帯における熱中症対策を強化することを目的として実施するものであるため、クーラー等の熱中症対策を担える電化製品等がある場合は助成対象とはなりません。

【自宅訪問調査について】

- 申請時に申し込みいただいた日程で訪問担当者がご自宅を訪問し、設置状況などを確認します。
- 訪問調査の内容について
- ・故障しているエアコンについては、その場で動作確認を行います。
※リモコンの電池等は訪問までに予めご準備ください。
 - ・訪問時は、ご自宅の全ての部屋について確認し、写真を撮る場合があります。

【日程調整について】

- 申し込み状況によってはご希望に添えないことがあることをご了承ください。
- 自宅訪問調査はおおよそ10～15分となります。
- 申し込みした訪問日時については、必ず在宅してください。変更等があれば必ずご連絡をお願いいたします。

【誓約事項】

- (1) エアコンの設置場所は、申請者の自宅であること。
- (2) 自宅に現にエアコンを設置しているが、故障等で冷房機能を使用できないことを理由に助成金を申請する場合は、当該エアコンの所有権が申請者にあること。
- (3) 設置場所が賃貸物件の場合は、助成金の申請前に当該物件の貸主(大家、管理会社等)へ助成について説明し、エアコンの設置について承諾を得ていること。
- (4) 助成金で購入し、及び設置したエアコンについて、申請者は最善の注意をもって使用し、維持管理に努めること。
- (5) 助成金で購入し、及び設置したエアコンを事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しないこと。
- (6) 申請事項が誤っている場合は助成金の返還を求めることがあります。また意図的に虚偽の記載またエアコンを故障及び破壊した場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- (7) 申請書に不備があり、清瀬市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本助成金の申請を辞退したものとみなします。

(8) 私は生活保護世帯ではないこと。

10	<p>【申請事項について】</p> <p>要件審査にあたり、私及び私の世帯構成員に関する上記の事項について、必要な範囲で清瀬市が保有する課税情報、生活保護の受給状況、支援給付の受給状況等を公簿等で確認することに申請世帯を代表し同意します。</p> <p>また上記重要事項及び誓約事項について同意及び誓約します。</p> <p style="text-align: center;">世帯代表申請者 氏名 _____</p>
----	---